

〇この明細書の書き方については、控用の裏面を参照してください。〇住宅借入金等に連帯債務がある場合には、併せて付表を使用します。

1 住所及び氏名

住所 郵便番号 電話番号 フリガナ 氏名

整理番号

(共有者の氏名) ※共有の場合のみ書いてください。

フリガナ 氏名

2 新築又は購入した家屋等に係る事項

家屋に関する事項 土地等に関する事項

3 増改築等をした部分に係る事項

増改築等をした部分に係る事項

※ ③が100万円を超えるときに、増改築等に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

4 家屋の取得対価の額又は増改築等の費用の額に課されるべき消費税額等に関する事項

なし又は5% 8% 10% 税率が10%の場合に⑦に含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額

5 家屋や土地等の取得対価の額

あなたの共有持分 (A) 家屋 (B) 土地等 (C) 合計 (D) 増改築等

6 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高

(E) 住宅のみ (F) 土地等のみ (G) 住宅及び土地等 (H) 増改築等

7 特定の増改築等に係る事項 (特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合のみ書いてください。)

⑫ 高齢者等居住改修工事等の費用の額 ⑬ 断熱改修工事等の費用の額 ⑭ 特定断熱改修工事等の費用の額 ⑮ 特定多世帯同居改修工事等の費用の額

8 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額

(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額 ※ 二面の該当する番号及び金額を転記します。

※次に該当する場合に、書いてください。

同一年中に8%及び10%の消費税が含まれる家屋の取得等又は増改築等をした場合は、右の欄に〇をした上で、10%に係る部分の金額等を書いてください。

9 控除証明書の交付を要しない場合

翌年分以後に年末調整でこの控除を受けるための、控除証明書の交付を要しない方は、右の「要しない」の文字を〇で囲んでください。

整理欄 重復適用 (の特例) を受ける場合は、右の該当する文字に〇をした上で、二面の⑮の金額を転記してください。

一面 提出用 この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

# 令和01年分（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算

次の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算します。

氏名

住宅借入金等の年末残高の合計額 ※ 一面の⑪の金額を転記します。		⑪		円						
番号	居住の用に供した日等	算式等	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(100円未満の端数切捨て)	番号	居住の用に供した日等	算式等	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(100円未満の端数切捨て)	円		
1	住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合(2から8のいずれかを選択する場合があります。)	平成26年1月1日から令和元年12月31日までの間に居住の用に供した場合	住宅の取得等が(特別)特定取得に該当するとき	⑪ × 0.01 = ⑫	4	認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成26年1月1日から令和元年12月31日までの間に居住の用に供した場合	住宅の取得等が(特別)特定取得に該当するとき	⑪ × 0.01 = ⑫	円
			住宅の取得等が(特別)特定取得に該当しないとき	⑪ × 0.01 = ⑫				円		
		平成25年中に居住の用に供した場合	⑪ × 0.01 = ⑫	円						
		平成24年中に居住の用に供した場合	⑪ × 0.01 = ⑫	円						
		平成23年中に居住の用に供した場合	⑪ × 0.01 = ⑫	円						
		平成22年1月1日から平成22年12月31日までの間に居住の用に供した場合	⑪ × 0.01 = ⑫	円						
2	住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成20年中に居住の用に供した場合	⑪ × 0.004 = ⑫	円	5	高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合	平成27年1月1日から令和元年12月31日までの間に居住の用に供した場合	住宅の増改築等が特定取得に該当するとき	⑪の金額(最高1,000万円) × 0.02 + (⑬ - ⑭) × 0.01 = ⑮	円
		平成19年中に居住の用に供した場合	⑪ × 0.004 = ⑫	円				円		
3	認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成26年1月1日から令和元年12月31日までの間に居住の用に供した場合	住宅の取得等が(特別)特定取得に該当するとき	⑪ × 0.01 = ⑫	6	認定住宅が認定長期優良住宅に該当するとき	平成27年1月1日から令和元年12月31日までの間に居住の用に供した場合	住宅の増改築等が特定取得に該当するとき	⑪の金額(最高1,000万円) × 0.02 + (⑬ - ⑭) × 0.01 = ⑮	円
			住宅の取得等が(特別)特定取得に該当しないとき	⑪ × 0.01 = ⑫				円		
		平成25年中に居住の用に供した場合	⑪ × 0.01 = ⑫	円						
		平成24年中に居住の用に供した場合	⑪ × 0.01 = ⑫	円						
		平成22年1月1日から平成23年12月31日までの間に居住の用に供した場合	⑪ × 0.012 = ⑫	円						
		平成28年4月1日から令和元年12月31日までの間に居住の用に供した場合	⑪の金額(最高1,000万円) × 0.02 + (⑬ - ⑭) × 0.01 = ⑮	円						
7	多世帯同居改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合	平成26年4月1日から令和元年12月31日までの間に居住の用に供した場合	⑪ × 0.012 = ⑫	円	8	震災特例法の住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成26年4月1日から令和元年12月31日までの間に居住の用に供した場合	⑪ × 0.012 = ⑫	円	
		平成25年1月1日から平成26年3月31日までの間に居住の用に供した場合	⑪ × 0.012 = ⑫	円				円		
		平成23年1月1日から平成24年12月31日までの間に居住の用に供した場合	⑪ × 0.012 = ⑫	円				円		

※1 ⑫欄の金額を一面の⑫欄に転記します。

※2 ⑫欄の括弧内の金額は、居住の用に供した日の属する年における住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る控除限度額となります。

※3 (特別)特定取得とは、家屋の取得対価の額又は増改築等の費用の額に含まれる消費税額等が、8%又は10%の税率により課されるべき消費税額等におけるその住宅の取得等をいいます。

○ 重複適用又は震災特例法の重複適用の特例を受ける場合には、次の⑬欄を記載します。

二以上の住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る住宅借入金等の金額がある場合(これらの住宅の取得等又は住宅の増改築等が同一の年に属するもので、上記の表で同一の欄を使用して計算する場合を除きます。)には、その住宅の取得等又は住宅の増改築等ごとに(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書又は(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用)を作成します。

その作成した各明細書の⑫欄の金額の合計額を最も新しい住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る明細書の⑬欄に記載します。

重複適用を受ける場合	各明細書の控除額(⑫の金額)の合計額(住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る控除限度額のうち最も高い控除限度額が限度となります。)を記載します。	⑬	円
震災特例法の重複適用の特例を受ける場合	各明細書の控除額(⑫の金額)の合計額を記載します。	⑬	円

※ ⑬欄の金額を一面の⑬欄に転記します。

二面  
提出用  
○二面は一面と一緒に提出してください。

1 住所及び氏名

住所 郵便番号 電話番号 フリガナ 氏名

(共有者の氏名)

フリガナ 氏名

2 新築又は購入した家屋等に係る事項

Table with columns for '家屋に関する事項' and '土地等に関する事項' with rows for dates, amounts, and areas.

3 増改築等をした部分に係る事項

Table with columns for '増改築等をした部分' and '金額' with rows for dates, amounts, and specific parts.

4 家屋の取得対価の額又は増改築等の費用の額に課されるべき消費税額等に関する事項

なし又は5% 8% 10% 税率が10%の場合に⑦に含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額

5 家屋や土地等の取得対価の額

Table with columns A (家屋), B (土地等), C (合計), D (増改築等) and rows for acquisition price, adjustments, and final amount.

6 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高

Table with columns E (住宅のみ), F (土地等のみ), G (住宅及び土地等), H (増改築等) and rows for loan balance, interest, and final total.

7 特定の増改築等に係る事項 (特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合のみ書いてください。)

Table with rows 12-19 detailing specific renovation and loan interest items.

8 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額

(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額 ※ 二面の該当する番号及び金額を転記します。 番号 20 00

※次に該当する場合に、書いてください。

Table with rows 20-23 detailing conditions for special deductions and interest.

# 令和01年分（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算

次の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算します。

氏名

住宅借入金等の年末残高の合計額 ※ 一面の⑪の金額を転記します。				⑪	円				
番号	居住の用に供した日等	算式等	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(100円未満の端数切捨て)	番号	居住の用に供した日等	算式等	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(100円未満の端数切捨て)		
1	住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合(2から8のいずれかを選択する場合があります。)	平成26年1月1日から令和元年12月31日までの間に居住の用に供した場合	住宅の取得等が(特別)特定取得に該当するとき	⑪ × 0.01 = ⑫	認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	住宅の取得等が(特別)特定取得に該当するとき	⑪ × 0.01 = ⑫		
			住宅の取得等が(特別)特定取得に該当しないとき	⑪ × 0.01 = ⑫		住宅の取得等が(特別)特定取得に該当しないとき	⑪ × 0.01 = ⑫		
			平成25年中に居住の用に供した場合	⑪ × 0.01 = ⑫	4	認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成25年中に居住の用に供した場合	⑪ × 0.01 = ⑫	
			平成24年中に居住の用に供した場合	⑪ × 0.01 = ⑫			平成24年12月4日から平成24年12月31日までの間に居住の用に供した場合	⑪ × 0.01 = ⑫	
			平成23年中に居住の用に供した場合	⑪ × 0.01 = ⑫	5	高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合	平成27年1月1日から令和元年12月31日までの間に居住の用に供した場合	住宅の増改築等が特定取得に該当するとき ①の金額(最高1,000万円) ……②( ) ⑬の金額( ) × 0.02 + (④ - ⑬) × 0.01 = ⑭	
			平成22年1月1日から平成22年12月31日までの間に居住の用に供した場合	⑪ × 0.01 = ⑫			住宅の増改築等が特定取得に該当しないとき ①の金額(最高1,000万円) ……②( ) ⑬の金額( ) × 0.02 + (④ - ⑬) × 0.01 = ⑭		
2	住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成20年中に居住の用に供した場合	⑪ × 0.004 = ⑫	6	断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合	平成27年1月1日から令和元年12月31日までの間に居住の用に供した場合	住宅の増改築等が特定取得に該当するとき ①の金額(最高1,000万円) ……②( ) ⑬の金額( ) × 0.02 + (④ - ⑬) × 0.01 = ⑭		
		平成19年中に居住の用に供した場合	⑪ × 0.004 = ⑫			住宅の増改築等が特定取得に該当しないとき ①の金額(最高1,000万円) ……②( ) ⑬の金額( ) × 0.02 + (④ - ⑬) × 0.01 = ⑭			
3	認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成26年1月1日から令和元年12月31日までの間に居住の用に供した場合	住宅の取得等が(特別)特定取得に該当するとき	⑪ × 0.01 = ⑫	7	多世帯同居改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合	平成28年4月1日から令和元年12月31日までの間に居住の用に供した場合	⑪の金額(最高1,000万円) ……②( ) ⑬の金額( ) × 0.02 + (④ - ⑬) × 0.01 = ⑭	
			住宅の取得等が(特別)特定取得に該当しないとき	⑪ × 0.01 = ⑫					住宅の増改築等が特定取得に該当しないとき ①の金額(最高1,000万円) ……②( ) ⑬の金額( ) × 0.02 + (④ - ⑬) × 0.01 = ⑭
			平成25年中に居住の用に供した場合	⑪ × 0.01 = ⑫					⑪の金額(最高1,000万円) ……②( ) ⑬の金額( ) × 0.02 + (④ - ⑬) × 0.01 = ⑭
			平成24年中に居住の用に供した場合	⑪ × 0.01 = ⑫					⑪の金額(最高1,000万円) ……②( ) ⑬の金額( ) × 0.02 + (④ - ⑬) × 0.01 = ⑭
	平成22年1月1日から平成23年12月31日までの間に居住の用に供した場合	⑪ × 0.012 = ⑫	8	震災特例法の住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成26年4月1日から令和元年12月31日までの間に居住の用に供した場合	⑪ × 0.012 = ⑫			
					平成25年1月1日から平成26年3月31日までの間に居住の用に供した場合	⑪ × 0.012 = ⑫			
					平成23年1月1日から平成24年12月31日までの間に居住の用に供した場合	⑪ × 0.012 = ⑫			

※1 ⑫欄の金額を一面の⑫欄に転記します。

※2 ⑫欄の括弧内の金額は、居住の用に供した日の属する年における住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る控除限度額となります。

※3 (特別)特定取得とは、家屋の取得対価の額又は増改築等の費用の額に含まれる消費税額等が、8%又は10%の税率により課されるべき消費税額等におけるその住宅の取得等をいいます。

○ 重複適用又は震災特例法の重複適用の特例を受ける場合には、次の⑬欄を記載します。

二以上の住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る住宅借入金等の金額がある場合(これらの住宅の取得等又は住宅の増改築等が同一の年に属するもので、上記の表で同一の欄を使用して計算する場合を除きます。)には、その住宅の取得等又は住宅の増改築等ごとに(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書又は(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用)を作成します。

その作成した各明細書の⑫欄の金額の合計額を最も新しい住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る明細書の⑬欄に記載します。

重複適用を受ける場合	各明細書の控除額(⑫の金額)の合計額(住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る控除限度額のうち最も高い控除限度額が限度となります。)を記載します。	⑬	円
震災特例法の重複適用の特例を受ける場合	各明細書の控除額(⑫の金額)の合計額を記載します。	⑬	円

※ ⑬欄の金額を一面の⑬欄に転記します。

二  
面  
住

# 令和 〇 | 年分(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書

○この明細書の書き方については、控用の裏面を参照してください。○住宅借入金等に連帯債務がある場合には、併せて付表を使用します。

## 1 住所及び氏名

住所	郵便番号	-	整理番号	□□□□□□□□
	電話番号	( )		
フリガナ				フリガナ
氏名				氏名

(共有者の氏名) ※共有の場合のみ書いてください。

## 2 新築又は購入した家屋等に係る事項

	家屋に関する事項	土地等に関する事項
居住開始年月日	① 平成□□.□□.□□ 令和□□.□□.□□	(平成□□.□□.□□)
補助金等控除前の取得対価の額	② □□□□□□□□	③ □□□□□□□□
交付を受ける補助金等の額	④ □□□□□□□□	⑤ □□□□□□□□
取得対価の額 (②-④(①-⑤))	⑥ □□□□□□□□	⑦ □□□□□□□□
総(床)面積 ※小数点以下第2位まで書きます。	⑧ □□□□.□□	⑨ □□□□.□□
うち居住用部分の(床)面積	⑩ □□□□.□□	⑪ □□□□.□□

## 3 増改築等をした部分に係る事項

居住開始年月日	⑫ 平成□□.□□.□□ 令和□□.□□.□□
補助金等控除前の増改築等の費用の額	⑬ □□□□□□□□
交付を受ける補助金等の額	⑭ □□□□□□□□
増改築等の費用の額 (⑬-⑭)	⑮ □□□□□□□□
⑮のうち居住用部分の金額	⑯ □□□□□□□□

※ ⑮が100万円を超えるときに、増改築等に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

## 4 家屋の取得対価の額又は増改築等の費用の額に課されるべき消費税額等に関する事項

なし又は5%  8%  10%  税率が10%の場合に⑮、⑯に含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額(契約書等に記載された消費税額) □□□□□□□□

## 5 家屋や土地等の取得対価の額

	① 家屋	② 土地等	③ 合計	④ 増改築等
あなたの共有持分 ※共有の場合のみ書いてください。	① □□□□/□□□□	② □□□□/□□□□		④ □□□□/□□□□
(⑤, ⑥, ⑦) × ① ※共有でない場合は⑤, ⑥, ⑦を書いてください。	⑤ (⑤ × ①)	⑥ (⑥ × ②)	③ (⑤+⑥)又は(⑥+⑦)	④ (④ × ①)
住宅取得等資金の贈与の特例を受けた金額	③ □□□□□□□□	④ □□□□□□□□	⑤ □□□□□□□□	⑥ □□□□□□□□
あなたの持分に係る取得対価の額等 (③-④)	⑦ □□□□□□□□	⑧ □□□□□□□□	⑨ □□□□□□□□	⑩ □□□□□□□□

## 6 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高

	⑪ 住宅のみ	⑫ 土地等のみ	⑬ 住宅及び土地等	⑭ 増改築等
新築、購入及び増改築等に係る住宅借入金等の年末残高	⑪ □□□□□□□□	⑫ □□□□□□□□	⑬ □□□□□□□□	⑭ □□□□□□□□
連帯債務に係るあなたの負担割合(付表)の⑮の割合 ※連帯債務がない場合には、100.00%と書きます。	⑮ □□□□.□□	⑯ □□□□.□□	⑰ □□□□.□□	⑱ □□□□.□□
住宅借入金等の年末残高(付表)の⑲の金額 ※連帯債務がない場合には、⑮の金額を書きます。	⑲ □□□□□□□□	⑳ □□□□□□□□	㉑ □□□□□□□□	㉒ □□□□□□□□
⑲と⑲のいずれか少ない方の金額	⑳ □□□□□□□□	㉑ □□□□□□□□	㉒ □□□□□□□□	㉓ □□□□□□□□
居住用割合 ※90%以上である場合には、100.0%と書きます。	㉔ ㉕ ÷ ㉖	㉗ ㉘ ÷ ㉙	㉚ □□□□.□□	㉛ ㉜ ÷ ㉝
居住用部分に係る住宅借入金等の年末残高 (㉑ × ㉚)	㉞ □□□□□□□□	㉟ □□□□□□□□	㊱ □□□□□□□□	㊲ □□□□□□□□
住宅借入金等の年末残高の合計額(㉞+㉟+㊱+㊲) ※ ㉞の金額を二面の「住宅借入金等の年末残高の合計額㉞」欄に転記します。	㉞ □□□□□□□□			㉟ □□□□□□□□

## 7 特定の増改築等に係る事項 (特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合のみ書いてください。)

次の⑳欄から㉑欄に補助金等控除後の金額を書いてください。これらの金額が50万円を超えるときに特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。詳しくは、控用の裏面を参照してください。	⑳ 高齢者等居住改修工事等の費用の額	㉑ 断熱改修工事等の費用の額	㉒ 特定断熱改修工事等の費用の額	㉓ 特定多世帯同居改修工事等の費用の額
	㉑ □□□□□□□□	㉒ □□□□□□□□	㉓ □□□□□□□□	㉔ □□□□□□□□
㉕ 特定耐久性向上改修工事等の費用の額	㉖ 特定の増改築等工事の費用の合計額(㉑+㉒+㉓+㉔)	㉗ あなたの持分に係る特定の増改築等工事の費用の額(㉑又は㉒×㉘の㉙)	㉘ 特定増改築等住宅借入金等、特定断熱改修住宅借入金等又は特定多世帯同居改修住宅借入金等の年末残高 (㉑と㉒のいずれか少ない方の金額で最高250万円。ただし、住宅の増改築等(特定多世帯同居改修工事等に係るものを除きます。)が特定取得(※二面参照)に該当しない場合は、最高200万円。)	㉙ □□□□□□□□
	㉕ □□□□□□□□	㉖ □□□□□□□□	㉗ □□□□□□□□	㉘ □□□□□□□□

## 8 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額

(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額 ※ 二面の該当する番号及び金額を転記します。 番号 □□ 20 □□□□□□□□

※次に該当する場合に、書いてください。

同一年中に8%及び10%の消費税が含まれる家屋の取得等又は増改築等をした場合は、右の欄に○をした上で、10%に係る部分の金額等を書いてください。	8%・10%同一年中取得	家屋:1 増改築等:2	㉚又は㉛の金額(10%に係る部分のみ)	㉜	重複適用(の特例)を受ける場合は、右の該当する文字に○をした上で、二面の㉚の金額を転記してください。	重複適用	重複適用の特例
	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	㉜の(㉚)又は㉜の(㉛)の金額(10%に係る部分のみ)	㉜		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

## 9 控除証明書の交付を要しない場合

翌年分以後に年末調整でこの控除を受けるための、控除証明書の交付を要しない方は、右の「要しない」の文字を○で囲んでください。 要しない

一面

控用

この用紙は控用です。

申告には、必ず提出用を使ってください。

# 令和01年分（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算

次の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算します。

氏名

住宅借入金等の年末残高の合計額 ※ 一面の⑪の金額を転記します。		⑪		円						
番号	居住の用に供した日等	算式等	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(100円未満の端数切捨て)	番号	居住の用に供した日等	算式等	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(100円未満の端数切捨て)	円		
1	住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合(2から8のいずれかを選択する場合があります。)	平成26年1月1日から令和元年12月31日までの間に居住の用に供した場合	住宅の取得等が(特別)特定取得に該当するとき	⑪ × 0.01 = ⑫	4	認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成26年1月1日から令和元年12月31日までの間に居住の用に供した場合	住宅の取得等が(特別)特定取得に該当するとき	⑪ × 0.01 = ⑫	00
			住宅の取得等が(特別)特定取得に該当しないとき	⑪ × 0.01 = ⑫				00		
		平成25年中に居住の用に供した場合		⑪ × 0.01 = ⑫				00		
		平成24年中に居住の用に供した場合		⑪ × 0.01 = ⑫				00		
		平成23年中に居住の用に供した場合		⑪ × 0.01 = ⑫				00		
平成22年1月1日から平成22年12月31日までの間に居住の用に供した場合		⑪ × 0.01 = ⑫		00						
2	住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成20年中に居住の用に供した場合		⑪ × 0.004 = ⑫	5	高年齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合	平成27年1月1日から令和元年12月31日までの間に居住の用に供した場合	住宅の増改築等が特定取得に該当するとき	⑪の金額(最高1,000万円) × 0.02 + (⑬ - ⑭) × 0.01 = ⑮	00
		平成19年中に居住の用に供した場合		⑪ × 0.004 = ⑫				00		
3	認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成26年1月1日から令和元年12月31日までの間に居住の用に供した場合	住宅の取得等が(特別)特定取得に該当するとき	⑪ × 0.01 = ⑫	6	断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合	平成27年1月1日から令和元年12月31日までの間に居住の用に供した場合	住宅の増改築等が特定取得に該当するとき	⑪の金額(最高1,000万円) × 0.02 + (⑬ - ⑭) × 0.01 = ⑮	00
			住宅の取得等が(特別)特定取得に該当しないとき	⑪ × 0.01 = ⑫				00		
		平成25年中に居住の用に供した場合		⑪ × 0.01 = ⑫				00		
		平成24年中に居住の用に供した場合		⑪ × 0.01 = ⑫				00		
平成22年1月1日から平成23年12月31日までの間に居住の用に供した場合		⑪ × 0.012 = ⑫		00						
7	認定住宅の認定長期優良住宅に該当するとき	平成28年4月1日から令和元年12月31日までの間に居住の用に供した場合		⑪の金額(最高1,000万円) × 0.02 + (⑬ - ⑭) × 0.01 = ⑮	7	多世帯同居改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合	平成28年4月1日から令和元年12月31日までの間に居住の用に供した場合	住宅の増改築等が特定取得に該当するとき	⑪の金額(最高1,000万円) × 0.02 + (⑬ - ⑭) × 0.01 = ⑮	00
				⑪ × 0.01 = ⑫				00		
		平成24年中に居住の用に供した場合		⑪ × 0.01 = ⑫				00		
8	認定住宅の認定長期優良住宅に該当するとき	平成26年4月1日から令和元年12月31日までの間に居住の用に供した場合		⑪ × 0.012 = ⑫	8	震災特例法の住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成26年4月1日から令和元年12月31日までの間に居住の用に供した場合	住宅の増改築等が特定取得に該当するとき	⑪ × 0.012 = ⑫	00
				⑪ × 0.012 = ⑫				00		
		平成23年1月1日から平成24年12月31日までの間に居住の用に供した場合		⑪ × 0.012 = ⑫				00		

※1 ⑫欄の金額を一面の⑫欄に転記します。

※2 ⑫欄の括弧内の金額は、居住の用に供した日の属する年における住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る控除限度額となります。

※3 (特別)特定取得とは、家屋の取得対価の額又は増改築等の費用の額に含まれる消費税額等が、8%又は10%の税率により課されるべき消費税額等におけるその住宅の取得等をいいます。

○ 重複適用又は震災特例法の重複適用の特例を受ける場合には、次の⑬欄を記載します。

二以上の住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る住宅借入金等の金額がある場合(これらの住宅の取得等又は住宅の増改築等が同一の年に属するもので、上記の表で同一の欄を使用して計算する場合を除きます。)には、その住宅の取得等又は住宅の増改築等ごとに(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書又は(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用)を作成します。

その作成した各明細書の⑬欄の金額の合計額を最も新しい住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る明細書の⑬欄に記載します。

重複適用を受ける場合	各明細書の控除額(⑬の金額)の合計額(住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る控除限度額のうち最も高い控除限度額が限度となります。)を記載します。	⑬	00	円
震災特例法の重複適用の特例を受ける場合	各明細書の控除額(⑬の金額)の合計額を記載します。	⑬	00	円

※ ⑬欄の金額を一面の⑬欄に転記します。

二面  
控  
用  
○この用紙は控用です。申告には、必ず提出用を使ってください。

# (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書の書き方

- (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(以下「計算明細書」といいます。)の作成に当たっては、次の1~8に留意して記載してください。  
なお、連帯債務による住宅借入金等を有する場合は、「(附表)連帯債務がある場合の住宅借入金等の年末残高の計算明細書」を併せて使用します。
- 記載に当たってお分かりにならない点がありましたら、税務署にお尋ねください。

## 1 「2 新築又は購入した家屋等に係る事項」欄及び「3 増改築等をした部分に係る事項」欄

(1) 「土地等に関する事項」欄は、土地等に係る住宅借入金等の年末残高がある場合に書いてください。

また、「土地等に関する事項」欄の「平成令和□□.□□.□□」は、土地等を先行取得した場合には、その先行取得の日を書いてください。

(2) 住宅の取得等又は住宅の増改築等に関し補助金等の交付を受ける場合、㊸欄、㊹欄又は㊺欄にその金額を書いてください。

※ 補助金等とは、平成23年6月30日以後に住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る契約を締結した場合におけるその住宅の取得等又は住宅の増改築等に関し、国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものをいいます。

なお、特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合で、高齢者等居住改修工事等を含む増改築等、(特定)断熱改修工事等を含む増改築等又は特定多世帯同居改修工事等を含む増改築等に要した費用に関し補助金等の交付を受ける場合には、㊹欄にはこれらの補助金等の額の合計額を記入します。

また、「家屋及び土地等」の取得等に関し補助金等の交付を受ける場合や家屋と土地等のいずれの取得等に関し補助金等の交付を受けたか明らかでない場合には、次の算式により、「家屋」に係る補助金等の額と、「土地等」に係る補助金等の額とに区分した金額をそれぞれ㊸欄又は㊹欄に転記してください。

### i 「家屋」に係る補助金等の額の計算

$$\begin{array}{l} \text{「家屋」の補助金等の額} + \frac{\text{「家屋及び土地等」の補助金等の額} \times \text{㊸欄の金額(円)}}{\text{㊸欄の金額(円)} + \text{㊹欄の金額(円)}} = (\text{円}) \\ (\text{円}) \quad (\text{円}) \end{array} \Rightarrow \text{㊸欄へ転記}$$

### ii 「土地等」に係る補助金等の額の計算

$$\begin{array}{l} \text{「土地等」の補助金等の額} + \frac{\text{「家屋及び土地等」の補助金等の額} \times \text{㊹欄の金額(円)}}{\text{㊸欄の金額(円)} + \text{㊹欄の金額(円)}} = (\text{円}) \\ (\text{円}) \quad (\text{円}) \end{array} \Rightarrow \text{㊹欄へ転記}$$

## 2 「4 家屋の取得対価の額又は増改築等の費用の額に課されるべき消費税額等に関する事項」欄

家屋の取得対価の額又は増改築等の費用の額に含まれる消費税額等について、該当する文字を○で囲んでください。  
なお、同一年中に、二以上の住宅の取得等又は住宅の増改築等を行った場合で、当該住宅の取得対価の額又は増改築等の費用の額に含まれる消費税額等に係る消費税率が8%と10%であるときには、「8%」及び「10%」の両方の文字を○で囲んでください。

## 3 「5 家屋や土地等の取得対価の額」欄

㊻欄は、住宅取得等資金の贈与税の非課税又は住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例(以下これらを「住宅取得等資金の贈与の特例」といいます。)の適用を受けた場合に書いてください。

なお、住宅取得等資金の贈与の特例を受けた場合で、住宅取得等資金を「家屋及び土地等」の取得等に充てたときや家屋と土地等のいずれの取得等に充てたか明らかでなく、かつ、共有でないときは、次の算式により計算した額を「家屋」又は「土地等」に充てたものとして差し支えありません。この場合、「家屋」に係る住宅取得等資金の贈与の特例の適用を受けた金額と、「土地等」に係る住宅取得等資金の贈与の特例の適用を受けた金額とに区分した金額をそれぞれ㊼の㊻欄又は㊽の㊻欄に転記してください。

### i 「家屋」に係る住宅取得等資金の贈与の特例の適用を受けた金額の計算

$$\begin{array}{l} \text{「家屋」に関し特例の適用を受けた金額} + \frac{\text{「家屋及び土地等」に関し特例の適用を受けた金額} \times \text{㊼欄の金額(円)}}{\text{㊼欄の金額(円)} + \text{㊽欄の金額(円)}} = (\text{円}) \\ (\text{円}) \quad (\text{円}) \end{array} \Rightarrow \text{㊼の㊻欄へ転記}$$

### ii 「土地等」に係る住宅取得等資金の贈与の特例の適用を受けた金額の計算

$$\begin{array}{l} \text{「土地等」に関し特例の適用を受けた金額} + \frac{\text{「家屋及び土地等」に関し特例の適用を受けた金額} \times \text{㊽欄の金額(円)}}{\text{㊼欄の金額(円)} + \text{㊽欄の金額(円)}} = (\text{円}) \\ (\text{円}) \quad (\text{円}) \end{array} \Rightarrow \text{㊽の㊻欄へ転記}$$

## 4 「6 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高」欄

(1) ㊾欄には、金融機関等から交付を受けた「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」(以下「証明書」といいます。)に記載されている住宅借入金等の年末残高をその証明書の「住宅借入金等の内訳」欄の区分に応じて書きます(2か所以上から証明書の交付を受けている場合には、全ての証明書に基づいて書きます)。

なお、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受けている方が、住宅借入金等の借換えをした場合において、借換えによる新たな住宅借入金等(一定の要件を満たすものに限り)の当初金額が借換え直前の当初住宅借入金等残高を上回っている場合には、次により計算した金額が(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の対象となる住宅借入金等の年末残高となりますので、ご注意ください。

$$\text{本年の住宅借入金等の年末残高} \times \frac{\text{借換え直前の当初住宅借入金等残高}}{\text{借換えによる新たな住宅借入金等の当初金額}}$$

(2) ㊿欄は、小数点以下第2位を切り上げて記入します。

なお、㊿の㊿欄と㊾の㊿欄の割合又は㊾の㊿欄と㊿の㊿欄の割合の差が10%以内(㊿欄が90%以上のため100%と記載した場合であっても、それぞれ正確な割合(例えば、92.5%など)により比較します)である場合には、

それぞれ⑩欄の面積は「 $\text{㉑} \times \text{㉒}$ 」又は「 $\text{㉓} \times \text{㉔}$ 」とし、 $\text{㉕}$ の⑨欄は、それぞれ $\text{㉖}$ の⑨欄の割合又は $\text{㉗}$ の⑨欄の割合を書いても差し支えありません。

- (3)  $\text{㉘}$ の⑨欄の記入に当たって、 $\text{㉙}$ の⑨欄と $\text{㉚}$ の⑨欄の割合又は $\text{㉛}$ の⑨欄と $\text{㉜}$ の⑨欄の割合が同じ場合には、それぞれ $\text{㉙}$ の⑨欄の割合又は $\text{㉜}$ の⑨欄の割合を書き、異なる場合は記入を省略して、 $\text{㉘}$ の⑩欄に次の i の金額と ii の金額の合計額を書きます。

$$i \quad \text{㉘の⑧欄の金額} (\quad \text{円}) \times \frac{\text{㉙の④欄又は㉚の④欄の金額} (\quad \text{円})}{\text{㉛の④欄の金額} (\quad \text{円})} \times \text{㉖の⑨欄又は㉗の⑨欄の割合} (\quad \%) = (\quad \text{円})$$

$$ii \quad \text{㉘の⑧欄の金額} (\quad \text{円}) \times \frac{\text{㉙の④欄の金額} (\quad \text{円})}{\text{㉛の④欄の金額} (\quad \text{円})} \times \text{㉚の⑨欄の割合} (\quad \%) = (\quad \text{円})$$

- (4) ⑪欄は、それぞれ次の金額が最高限度額となります。

居住の用に供した日	⑪欄の最高限度額			
	二面番号1及び2	二面番号3及び4 (認定住宅の特例)	二面番号8 (住宅の再取得等に係る控除額の特例)	二面番号5～7 (特定増改築等)
平成26年1月1日から 令和元年12月31日まで	4,000万円 (2,000万円)(※1)	5,000万円 (3,000万円)(※1)	5,000万円 (3,000万円)(※2)	1,000万円
平成25年中	2,000万円	3,000万円	3,000万円	
平成24年中	3,000万円	4,000万円	4,000万円	
平成23年中	4,000万円	5,000万円	4,000万円	
平成22年中	5,000万円	5,000万円		
平成20年中	2,000万円			
平成19年中	2,500万円			

- ※1 括弧内は住宅の取得等又は住宅の増改築等が(特別)特定取得に該当しない場合  
 ※2 括弧内は平成26年1月1日から同年3月31日までの間に居住の用に供した場合

## 5 「7 特定の増改築等に係る事項」欄

⑫欄から⑯欄は、建築士等から交付を受けた「増改築等工事証明書」に記載されている次の金額を記入します。

- ⑫欄 … 「高齢者等居住改修工事等に要した費用の額」の金額を書きます。  
 ⑬欄 … 「断熱改修工事等に要した費用の額」の金額を書きます。  
 ⑭欄 … 「特定断熱改修工事等に要した費用の額」の金額を書きます。  
 ⑮欄 … 「特定多世帯同居改修工事等に要した費用の額」の金額を書きます。  
 ⑯欄 … 「特定耐久性向上改修工事等に要した費用の額」の金額を書きます。

- ※1 補助金等の交付を受けるときは補助金等の額を控除した後の金額を書きます。  
 ※2 ⑫欄の金額が50万円を超える場合に、高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。  
 ※3 ⑬欄又は⑭欄の金額が50万円を超える場合に、断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。  
 ※4 ⑮欄の金額が50万円を超える場合に、多世帯同居改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。  
 ※5 特定断熱改修工事等と併せて特定耐久性向上改修工事等を行う場合において、⑯欄の金額が50万円を超えるときに、特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

## 6 二面への転記

一面⑱欄の金額は、以下の区分に応じて二面へ転記してください。

- (1) ⑫欄の金額がある場合は、二面番号5の⑱欄へ転記  
 (2) ⑫欄の金額がなく、⑬欄又は⑭欄の金額がある場合は、二面番号6の⑱欄へ転記  
 (3) ⑫欄から⑭欄の金額がなく、⑮欄の金額がある場合は、二面番号7の⑱欄へ転記

## 7 「8 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額」欄

二面の該当する算式のうち、いずれか一の算式により(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額を計算し、⑳欄に転記します。なお、重複適用などを受ける場合はそれぞれ次によります。

- (1) 同一年中に、二以上の住宅の取得等又は住宅の増改築等を行った場合で、当該住宅の取得対価の額又は増改築等の費用の額に含まれる消費税額等に係る消費税率が8%と10%である場合  
 「8%・10%同一年中取得」の欄に○をした上で、該当する番号を記載します。また、㉑欄には㉒欄又は㉓欄の金額のうち、消費税率が10%である部分の金額について、㉔欄には㉕欄の④欄又は㉖欄の④欄の金額のうち、消費税率が10%である部分の金額についてそれぞれ記載します。  
 (2) 震災特例法の重複適用の特例を受ける場合  
 「重複適用の特例」の文字を○で囲んだ上、控除額を㉗欄に記載します。  
 (3) (2)以外の重複適用を受ける場合  
 「重複適用」の文字を○で囲んだ上、控除額を㉘欄に記載します。  
 ※ 重複適用とは、二以上の住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る住宅借入金等について控除を受けることをいいます。

## 8 申告書への転記等

- (1) 重複適用又は震災特例法の重複適用の特例を受けない方  
 ㉙(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額を申告書第一表の「税金の計算」欄の「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除」に転記します。  
 また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に居住開始年月日等(例：令和元年10月13日居住開始(特別特定))を書きます。  
 (2) 重複適用又は震災特例法の重複適用の特例を受ける方  
 ㉚(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額を申告書第一表の「税金の計算」欄の「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除」に転記します。  
 また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄には、先の取得等をした家屋又は増改築等をした部分に係る居住開始年月日等(例：平成23年4月10日居住開始)と後の取得等をした家屋又は増改築等をした部分に係る居住開始年月日等(例：平成31年2月13日居住開始(特定))のいずれも記載します。